

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年9月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年10月1日から同月21日まで縦覧に供する。

平成27年9月25日

香川県知事 浜 恵 造

土地改良区分名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上池地区	善通寺市産業振興部 農林課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 龍王谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 京田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 篠池水路地区	〃